

糸満晴明病院内保育室運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、医療法人晴明会 糸満晴明病院事業所内保育室(以下「保育室」という。)を円滑に運営し、乳幼児の健全な保育に資するとともに利用者の福利厚生の上昇を図ることを目的とする。

(準則)

第2条 保育室の運営については、この要綱及び医療法人晴明会 糸満晴明病院事業所内保育室運営要領(以下「要領」という)に定めるもののほか、児童福祉法その他関係法令の精神を尊重する。

(名称)

第3条 保育室の名称は、「ひかり保育園」と称する。

(所在地、設置者、管理者、運営者)

第4条 保育室は、医療法人晴明会 糸満晴明病院により設置され、沖縄県糸満市大度1158番地に位置する。また、保育室の施設管理者は、理事長とする。

2 保育室の運営は、業務委託で行うものとする。

第2章 利用

(利用資格及び優先順位)

第5条 保育室を利用することができる者は、医療法人晴明会 糸満晴明病院(以下「法人」という。)に勤務している職員(委託業者を含む)、及び医療法人晴明会の近隣の地域・事業所の方の養育する乳幼児とする。

利用に際して、優先順位を設けないことを原則とするが、入園申込が定員を超過した場合、糸満晴明病院の医師・看護師等の専門職の利用を優先する。

(利用年齢)

第6条 保育室は原則、産休明けから就学に達しない乳幼児が利用できることとする。

(定員)

第7条 1日の入室定員は、20名とする。ただし、登録人数は、この限りではない。

(利用申込)

第8条 保育室の利用を希望する者は、利用しようとする日の30日前までに乳幼児1人につき1通の入室申込書(第1号様式)を総務課に提出しなければならない。

(許可)

第9条 保育室の利用は、保育室運営委員会(以下「運営委員会」という)の審議を経て、理事長が許可する。ただし、欠員がある場合には審議を省略できる。

2 前項の規定により保育室の利用を許可したときは、利用申込者に対し入室申込についてのお知らせ(第2号様式)を交付する。

3 利用許可を受けた者は、関係書類を添えて事前登録を行わなければならない。

(休室)

第10条 保育室を1ヶ月以上休室する場合は、休室届(第3号様式)を提出しなければならない。

(退室)

第11条 保育室の利用を終えようとする者は、利用を終えようとする日の30日前までに乳幼児1人につき1通の退室届(第4号様式)を提出しなければならない。

(許可の取消)

第12条 利用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条及び第6条に規定する資格が消滅したとき。
- (2) 保育料を納付しないとき。
- (3) この要綱及び要領に違反したとき。
- (4) 保育室の運営上、特に必要と認めたととき。

(保育日時)

第13条 保育室の保育日時は、次のとおりとする。

- (1) 保育日は、月曜日から金曜日とする。(祝日、盆、年末年始は除く)
- (2) 勤務に必要な場合は、前項の限りではない。
- (3) 保育時間は、7時30分から18時00分まで保育を行う。ただし、業務等の都合により延長する場合は、20時00分までとする。

(臨時閉鎖)

第14条 理事長は、保育室に伝染病等の不測の事態が生じた場合、または生ずるおそれがあると認める場合は、保育室を臨時に閉鎖することができる。

(利用者)

第15条 利用者は、この要綱を遵守するとともに、保育室職員の指示に従い、かつ、これに協力しなければならない。

- 2 利用者は、その乳幼児の健康に留意するとともに、疾病等の場合は保育室の利用を停止しなければならない。
- 3 利用者が前2項の規定に違反した場合は、理事長は、その利用を停止することができる。

(保育料)

第16条 保育料は、別表1のとおりとする。

2 給食費その他必要実費の徴収については、要領で定める。

(健康管理)

第17条 入室時及び1年に2度健康診断(定期健診を含む)を受けなければならない。

- 2 入室登録にあたって、予防接種は必要年齢までに接種していることが望ましい。
- 3 保育中に乳幼児を医療機関に連れて行かなければならない時は、保育室は親に連絡を取り指示に従う。

(苦情窓口)

第18条 保育室の利用、施設等について苦情があるときは、総務課が受け付け、回答をする。

第3章 その他

(備品)

第19条 保育室の備品は、総務課で管理し、保育室職員の監督のもとで利用に供する。

(寝具類)

第20条 入室乳幼児が使用する寝具類は、利用者が持参する。

(保険)

第21条 保育中の事故に備えて、運営受託業者は補償保険に加入しなければならない。

2 保育中の事故については、前項の保険により補償する。

(保育室運営委員会)

第22条 保育室の円滑な運営を図るため運営委員会を設置する。

2 運営委員会は次の事項について審議する。

(1)保育室の入室申込が定員を超えた場合の選考

(2)保育室の運営に関する問題点の検討

(3)その他委員長が必要と認めたもの

3 運営委員会は以下の委員をもって構成し、委員長を置く。委員長は理事長が指名したものをもって充てる。

(1)看護部代表

(2)事務部門代表

(3)事務局長

(事務局)

第23条 保育室の運営及び運営委員会に関する事務局は事務部総務課に置く。

(委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年 7月17日から施行する。

別表1
保育料

医療法人晴明会及び委託業者の職員の養育する子等

定期保育料	1人め	15,000円／月
	2人め	10,000円／月
	3人目以降	5,000円／月
一時保育	半日	1,000円
	1日	1,500円
食費	1食につき	162円

その他 晴明会の近隣の事業所・地域の方の養育する子等

定期保育料	1人め	20,000円／月
	2人め	10,000円／月
	3人目以降	5,000円／月
一時保育	半日	1,000円
	1日	1,500円
食費	1食につき	162円